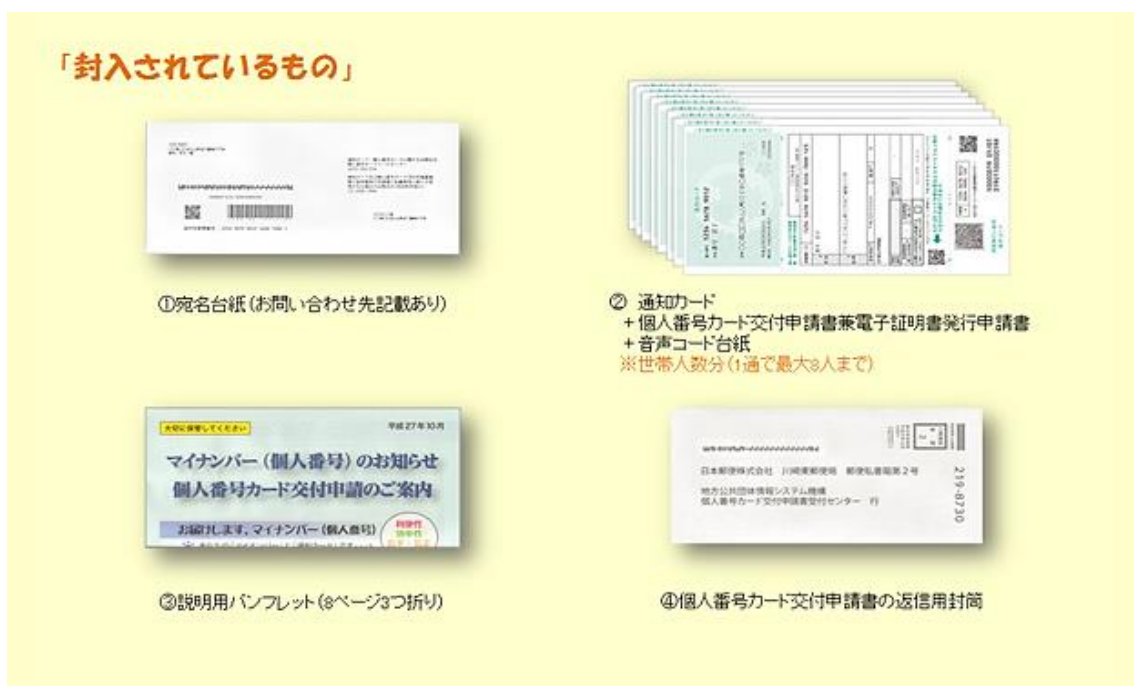


マイナンバーカード申請

平成 27 年 11 月からマイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送しています。マイナンバーカード交付申請書に必要事項を記入し顔写真を貼付の上、申請書部分を切り取り、同封されている返信用封筒に封入し郵送により申請して下さい。

封入されている送付物一式・・・



「マイナンバーの通知の際に送付されるもの」(法務省)

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/02.html) を加工して作成

1. 宛名台紙：宛名等が記載された用紙です。各種お問合せ先の記載があります。
2. 通知カード、個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書、音声コード台紙：これらが 1 枚の紙としてセットになっています。こちらの音声コードからは、簡単な案内と自分の個人番号を確認することが可能です。
3. 説明用パンフレット：8 ページカラーのご案内となります。
4. 個人番号カード交付申請書の返信用封筒：マイナンバーカードの交付を申請する際、個人番号カード交付申請書を送付するための封筒です。

上記の郵送物が紛失してしまった場合の申請・・・

- ① 警察署に通知カード紛失の届出を行ってください。
- ② 届出番号を控え、役場の町民生活課までおこしください。
- ③ 本人確認をしたのち、交付申請書をお出します。
- ④ 交付申請書に必要事項を記入し、写真を添付の上、下記の送付先までお送りください。

<送付先情報>

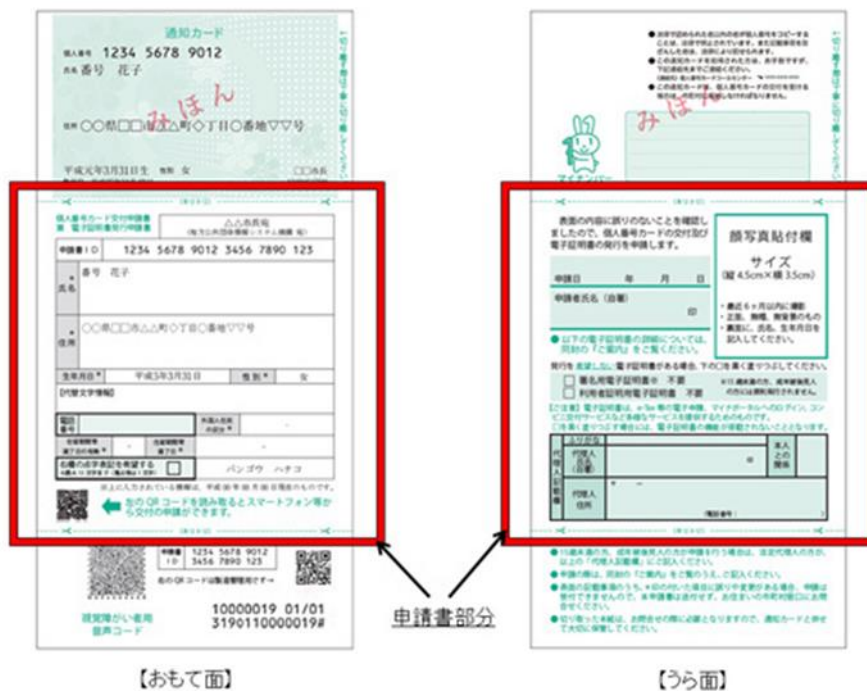
〒219-8650

日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構

個人番号カード交付申請書受付センター 宛

マイナンバーカード申請について・・・



「申請・交付の流れ」(法務省)

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/11.html) を加工して作成

※「通知カード」は「マイナンバーカード」の交付時に必要となりますので、紛失しないように大切に保管して下さい。もし紛失した場合は、再交付の際に手数料が必要となります。

※「通知カード」が送付された以降に住所が変わるときは、住所変更手続きの際に「通知カード」を忘れずに持参して下さい。

- 個人番号カード交付申請書の記載事項

- ・電話番号
- ・申請日
- ・申請者名（自署）
- ・押印（認印可）
- ・顔写真を添付
- ・その他必要事項など

上記の事項を記入・添付のうえ、個人番号カード交付申請書の部分だけを切り取り、同封されている4.個人番号カード交付申請書の返信用封筒に封入しお送りください。

- 顔写真について

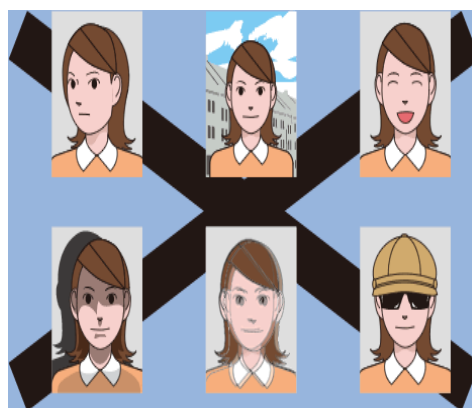
- ・サイズ（縦 4.5 cm×横 3.5 cm）
- ・最近 6 ヶ月以内に撮影したもの
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・小さすぎず、顔の輪郭が全て収まっているもの
- ・傷や汚れがないもの

*裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- *申請できない顔写真

- ・顔が横向きのもの
- ・無背景でないもの
- ・正常時の顔貌と著しく異なるもの
- ・背景に影のあるもの
- ・ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの



「顔写真のチェックポイント」（マイナンバーカード総合サイト）

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/checkpoint.html>) を加工して作成

マイナンバーに関するお問い合わせは・・・

0570-20-0178（マイナンバー）（全国共通ナビダイヤル）

平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く）

※一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405 におかけください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語対応（英語）は 0570-20-0291 におかけください。

マイナンバーカード郵便による申請方法についての詳細・・・

[マイナンバーカード総合サイト（外部サイトへリンク）](#)

マイナンバー制度について・・・

[「マイナンバー社会保障・税番号制度」（外部サイトへリンク）](#)